

手続き上の保護に関する 通知

対象：親権者および児童

個別障害者教育法およびハワイ州法規制に基づく通知¹

April 2020

This document is available electronically at:

<http://www.hawaiipublicschools.org/TeachingAndLearning/SpecializedPrograms/SpecialEducation/Pages/Rights.aspx>

RS 20-1125, April 2020 (Rev. of RS 19-1280)

¹ アメリカ教育省の書式に基づく：手続き上の保護に関する通知

2011年8月改定

障害児童教育に関する個別障害者教育法(IDEA)、連邦法、およびハワイ州法規制(ハワイ州管理規定、第8編、第60章、障害児童公教育無償化規定)によって、学校から親権者に対し、個別障害者教育法とアメリカ教育省基準およびハワイ州法規制 (HAR §8-60-59) に基づく手続き上の保護を詳しく通知します。この通知のコピーは学年度ごとに一度だけ配布されますが、次の場合にも配布されます：(1) 最初の照会時または評価判定を希望する場合、(2) 州の苦情申立を初めて受理された場合 (34 CFR (連邦規制基準) §§300.151 ~ 300.153 と HAR (ハワイ州管理規定) §8-60-52 ~ 8-60-54 の条項)、 および 1 学年度に初めての適正手続きによる手続きによる苦情申立を受理された場合 (34 CFR (連邦規制基準) §300.507 と HAR (ハワイ州管理規定) §8-60-61)、 (3) 子供のプレイスメントを変更する懲戒処分が決定された場合、および、(4) あなたの要請による場合 [34 CFR §300.504(a) と HAR §8-60-59(a)]。

この手続き上の保護の通知には下記記載項目の手続き上の保護に関するすべての説明が含まれています。:

34 CFR (連邦規制基準) §300.148 および HAR (ハワイ州管理規定) §8-60-27 (公費による私立学校への一方的な児童の入学)、

34 CFR (連邦規制基準) §§300.151 ~ 300.153、および §§8-60-52 ~ 8-60-54 (州の苦情申立手続き)、

34 CFR (連邦規制基準) §300.300、および HAR (ハワイ州管理規定) §8-60-31 (親権者の同意)、

34 CFR (連邦規制基準) §§300.502 と 300.503、および HAR (ハワイ州管理規定) §§8-60-44 ~ 8-60-57 (独立した教育評価) と HAR (ハワイ州管理規定) §8-60-58 (文書による事前通知)、

34 CFR (連邦規制基準) §§300.505 ~ 300.518、および HAR (ハワイ州管理規定) §§8-60-60 ~ 8-60-72 (その他の手続き上の保護)、

34 CFR (連邦規制基準) §§300.530 ~ 300.536、および HAR (ハワイ州管理規定) §§8-60-75 ~ 8-60-81 (懲罰手続き)、そして

34 CFR (連邦規制基準) §§300.610 ~ 300.625、および HAR (ハワイ州管理規定) §8-60-84 (情報の機密性)。

目 次

総合案内	1
文書による事前通知	1
母国語---定義.....	2
親権者の同意—定義.....	2
親権者の同意	3
独立した教育評価	6
情報の機密	8
定義.....	8
個人情報.....	8
親への通知.....	8
アクセス権	9
アクセスの記録.....	10
児童二人以上の教育履歴情報	10
情報の形式と場所のリスト.....	10
費用	Error! Bookmark not defined.
親権者の依頼による記録の修正	10
ヒアリングの機会	11
ヒアリングの手続き	9
ヒアリングの結果.....	11
個人情報開示の同意.....	12
保護.....	10
情報の破棄.....	12
州の苦情申立の手続き	13
適正手続きによる苦情申立・ヒアリングと州の苦情申立の手続きの違い	13
州の苦情申立の採択	13
州の苦情申立の最小限度	14
州の苦情申立の提起	15

適正手続きによる苦情申立の手続き	17
適正手続きによる苦情申立の申請	17
適正手続きによる苦情申立	18
モデル書式	20
調停	Error! Bookmark not defined.
解決プロセス	22
適正手続きによるヒアリング	24
公平で適正手続きによるヒアリングプロセス	24
ヒアリングの権利	25
ヒアリングの決定	26
アピール	28
最終決定; アピール; 公平な再調査	28
ヒアリングおよび再調査のスケジュールと利便性	28
民事訴訟とその提訴期間	29
適正手続きによる苦情申立とヒアリングがペンディング中の児童のプレースメント	30
弁護士費用	31
障害児童に懲罰を与える手続き	34
教職員の権限	34
懲罰退去によるプレースメント変更	38
施設の判断	38
アピール	38
アピール中のプレースメント	40
特殊教育や関連サービスにまだ資格がない児童の保護	40
法的処置や司法当局への照会と措置	41
児童を私立学校へ公費で入学させたい親の一方的な要請	42
総則	Error! Bookmark not defined.
権利の移譲	39

総合案内

文書による事前通知

34 CFR §300.503

HAR §8-60-58

通知

ハワイ教育省は、事前にしかるべき時間の余裕をとって必ず文書で次のような通知（情報を書面に記載）を行います。：

1. 子供の身分証明、審査、または教育上のプレイスメントの新たな開始または変更、即ち、子供に公教育無償化規定（FAPE）の適用を提案するとき; あるいは
2. 子供の身分証明、審査、または教育上の位置づけの新たな開始または変更の拒絶、即ち、子供に公教育無償化規定（FAPE）の適用を拒絶するとき。

通知内容

文書の内容は次のようになっています：

1. 教育省が提案または拒否する場合の法的措置 の内容記載;
2. 教育省が取る提案または拒否の理由説明;
3. 評価手続きの段階、判断材料、審査記録、に関する記述、または提案あるいは拒絶に至った判断措置を教育省に報告すること;
4. 個別障害者教育法（IDEA）のパートBおよび特別教育のハワイ州管轄規定（HAR8-6）の手続き上の保護規定に基づき、あなたの所有する保護権についての記述も含んでいます。そして、もしこの通知が初めての照会ではない場合、HAR§8-60-59（手続き上の保護の通知）のコピーを取得することができます。;
5. IDEA のパートBと HAR8-60 の規定の理解の助けになる情報源も含まれています。
6. 子どもの個人教育プログラム（IEP）チームによって配慮されたその他諸々のオプションとこのオプションが拒否された理由についても記述されています。; また
7. 教育省が提案あるいは拒否した判断措置について他の理由も説明しています。

理解できる言語での通知

通知は次のようになっています:

1. 一般大衆に理解できる言語で書かれています; また
2. 明らかに不可能な場合を除いて、あなたの母語またはあなたが使っているコミュニケーション形式で作成されています。

あなたの母語またはコミュニケーション形式が文字言語でない場合、教育省は次の方法をとります:

1. あなたに口頭で翻訳するか、他の方法であなたの言語に、あるいは他のコミュニケーションを使って翻訳すること。;
2. あなたは通知内容を理解すること; そして
3. パラグラフ 1 と 2 で要求された事柄が満たされた文書による証拠があること。

母国語 – 定義

34 CFR §300.29

HAR §8-60-2

英語力に限りがある人に使う *母国語* とは、次のことです:

1. その人が通常使っている言語、即ち、児童の場合は両親が通常使っている言語;
2. 児童と直接コンタクト（生徒の評価を含めて）する場合は、児童が家庭や学習環境で通常使っている言語。

聴覚障害や盲目、あるいは文盲の人に対するコミュニケーション方法は、本人が通常使っている方法（例えば、手話、点字、口頭伝達など）です。

親権者の同意 – 定義

34 CFR §300.9

HAR §8-60-2

同意 とは次のことです:

1. 母国語または他のコミュニケーション方法（手話、点字、口頭伝達など）を使って、あなたの同意の対象である判断措置についてすべての情報を充分に知らされていること。

2. その判断措置を理解して書面で同意するとともに、その同意には判断措置が記述され、もし存在する場合は公開される記録とあて先が記載されていること; そして
3. 同意はあなたの自由意思であり、いつでも取り下げることができることを理解していること。

あなたの子供が特殊教育と関連サービスを受け始めた後に同意事項を破棄（キャンセル）したい場合は、その旨を文書で通知する必要があります。同意を与えてから取下げるまでの間に発生した判断措置は無効（取消）にはなりません。さらに、学校は、特殊教育と関連サービスをあなたの子供が受けなかったことによるような教育記録の改定（変更）はしません。

親権者の同意

34 CFR §300.300
HAR §8-60-31

初期評価の同意

文書による事前通知 および **親権者の同意** の見出しに記載されているように、最初あなたに判断措置提案の事前文書（PWN）を出すことなく、またあなたの同意を得ることなく（評価判定の一部として判断材料が要求されている場合）、あなたの子供が IDEA のパート B に資格があるかどうかについて、教育省が初期評価を行うことはできません。

あなたの子供が障害を持っている児童であるかどうかを判断する初期評価は、教育省が状況をよく説明してあなたの同意を得られるように相応の努力をしなければなりません。

あなたが初期評価に同意しても、子供に特殊教育と関連サービスを学校で受けさせることに同意したことにはなりません。

あなたが初期評価に関する一つのサービスあるいは活動を拒否しても、IDEA パート B の他の規定が教育省に要請しない限り、教育省がそれを理由に他のサービスや便益あるいは活動にまであなたあるいはあなたの子供との関わりを否定することは基本的にありません。

あなたの子供が公立学校に入学する場合、あるいは、あなたが公立学校に入学させたいけれど初期評価の要請を断ったり返答を怠ったりした場合、義務ではないが、教育省は IDEA の調停や適切な苦情申立処置、解決のためのミーティング、適正な手続きによる聴聞会などを活用してあなたの子供の初期評価が実施されるよう努力を続けます。このような状況下であなたの子供の評価が進行しない場合、子供を位置づけ、特定し、評価判定する教育省の義務に違反しません。

州が保護している初期評価の特別ルール

IDEAとHAR8-60で使用されている *州の保護* とは、児童が住んでいる州の判断により、その児童は:

1. 里子である;
2. 州法に基づいて州の被保護者であると看做される; または
3. 児童福祉公的機関の保護下にいる。

知っておくべき一つの例外があります。IDEAとHAR8-60で親権の定義に合致する里親がいる子供は州の保護には含まれません。

児童が州の被保護者であり、親と同居していない場合 —

児童が障害児童であるかどうかの判断をする初期評価について、教育省は親権者の同意を得る必要はない:

1. 教育省がしかるべく努力したにも拘わらず、児童の親を探しだすことができない場合;
2. ハワイ州法に基づいて親権が終了している場合; または
3. 裁判官が親以外の個人に教育上の決定権を与え、その個人が初期評価に同意した場合。

サービスに関する親の同意

あなたの子供に最初の特殊教育と関連サービスを提供する前に、教育省はあなたによく説明して同意を得なければなりません。

あなたの子供に最初に特殊教育と関連サービスを提供する前に、教育省はあなたによく説明して同意を得るために相応の努力をしなければなりません。

子供に特殊教育と関連サービスを初めて受けさせるために同意するよう求められた要望書にあなたが返答しない場合、あるいはそのような同意、または後日の破棄（キャンセル）を文書にすることを拒否する場合、教育省が同意を得るために手続き上の保護（即ち、調停、適正手続きによる苦情申立処置、解決のためのミーティング、公正なヒアリング）を行うことはありません。即ち、あなたの同意なしで子供に特殊教育や関連サービス（子供の個人教育プログラム（IEP）チームが推奨している）を受けさせることができる規則があるからです。

あなたが子供に特殊教育と関連サービスを初めて受けさせることに同意しない場合、あるいは同意または後日の破棄（キャンセル）の文書を提供する要望に応えず、あなたの同意が必要な子供の特殊教育と関連サービスを教育省が提供しない場合、教育省が：

1. あなたの子供にFAPE（公教育無償化規定）を怠りサービスを提供しなかったということにはなりません; そして
2. IEP（個人教育プログラム）ミーティングを持つ必要はないし、あなたの同意が求められている子供の特殊教育と関連サービスを遂行する必要もありません。

あなたの子供が特殊教育と関連サービスを先に受けた後で文書により同意を破棄（キャンセル）した場合、教育省はサービスの提供は継続しないが、文書による事前通知（PWN） の見出しにあるようにサービスを打ち切るまではあなたにPWNを継続して通知することになります。

再評価に対する親権の同意

教育省は、次のことを実証できない場合、あなたの子供を再評価する前に状況をよく説明してあなたの同意を得なければなりません。：

1. 子供の再評価についてしかるべき段階を踏んであなたの同意を得た; そして
2. あなたは返答しなかった。

子供の再評価をあなたが拒否すれば、教育省は、要求されてはいないが、調停、適切な苦情申立処置、解決のためのミーティング、公正な手続きによるヒアリングを行い、あなたが子供の再評価に同意するように、子供の再評価を継続します。初期評価と同様に、このような状況下で教育省が再評価の継続を断る場合、IDEA パートB 規定の義務に教育省が違反するわけではありません。

親権の同意を得るために行った努力を書類に残す

再評価のため、また、初期評価のために州の被保護者である児童の親を探すため、あなたの学校は特殊教育と関連サービスを提供するための初期評価について同意を得る努力行為を文書にして 保管しておかなければなりません。教育省が管轄地域で行った次のような記録が書類に含まれています：

1. 電話をかけた回数とその結果報告；
2. あなたに出した通信と受取った返信の控え; および
3. あなたの自宅あるいは職場を訪問した詳細な記録とその結果報告

同意に関するその他の必要事項

教育省が次のことを行うことに対し事前同意は必要はありません。:

1. 子供の評価あるいは再評価として現存するデータを参照する; あるいは
2. テストあるいは評価を行う前にすべての児童の親から同意を要求されない限り、すべての児童に行っているテストあるいは評価をあなたの子供にも実施します。

子供を自費で私立学校に入れた場合、あるいは自宅学習させている場合、子供の初期評価や再評価に同意しておらず、また、同意を求めている要望書にも返答していない、このような場合、教育省は異論を唱えて解決する手続き手段（即ち、調停、適切な手続きによる申し立て、解決のためのミーティング、適切な手続きによるヒアリング）は取りません。また公平なサービス（親元で私立学校に通っている障害児童に対するサービス）を受ける資格があるか、教育省が考慮することはありません。

独立した教育評価

34 CFR §300.502
HAR §8-60-57

概要

下記記載の通り、教育省が行う子供の評価方法に同意しない場合、あなたは子供の独立した教育評価（IEE）を得る権利があります。

IEE を希望すれば、教育省は IEE の取得場所と IEE の適用基準について情報を送ります。

定義

独立した教育評価 とは、教育省の職員以外の、適切な資格を持った審査員が行う評価です。

公費 とは、教育省が評価の全費用を負担する、または、あなたには無償で評価が提供されることを補償するということです。IDEA パート B 規定に基づいて各州、地域、連邦、民間で公認されており、パート B 規定に合致した支援体制が州ごとに利用できます。

公費で評価を行う権利

教育省が行う子供の評価法に同意しない場合、あなたは次の条件に従って子供の評価を公費で行う権利があります。:

1. 子供の IEE を公費で希望する場合、教育省は遅滞なく次のいずれかを行います: (a) あなたの子供の評価は適格であることを示すためにヒアリングを行いたいという適正手続きによる苦情申立を申請する、

または ; (b) 教育省がヒアリングであなたの評価は教育省の判定基準に合っていないと明示した場合を除いて、公費で IEE を提供します。

2. 教育省がヒアリングを要請して、教育省の子供評価は適切であると最終決定された場合でもあなたには IEE を行う権利はありますが、公費負担にはできません。
3. 子供の IEE を希望した場合、教育省は教育省が行う評価になぜ異議を唱えるのかと質問をすることがあるかもしれません。しかし、教育省は説明を求めないし、公費の IEE 発給を不当に遅らせたり、子供にたいする教育省の評価を防護するために、適正手続きによるヒアリングを行うための、適正手続きによる苦情申立の申請を遅らせたりすることはありません。

教育省が行う子供の評価にあなたが同意しない場合は、そのたび毎に子供の IEE を公費で一つ取得する権利があります。

親権者主導の評価方法

公費で子供の IEE を取得した場合、あるいは自費で取得した評価を教育省と共有する場合は、:

1. 公教育無償化規定 (FAPE) に沿った決定である限り、教育省の IEE 基準に合っていれば、教育省は子供の評価結果を考慮しなければなりません。; そして
2. あなたまたは教育省は子供に関するヒアリングの証拠としてその評価結果を提出します。

ヒアリング担当官が評価結果を要請する

ヒアリング担当官が子供の IEE をヒアリングの一部として要請する場合、その評価費用は公費負担となります。

教育省の判定基準

IEE が公費で負担される場合、取得する評価基準は、評価場所と審査員の資格を含めて、教育省が行う初期評価の基準と同じでなければなりません (あなたの IEE の権利に準じた判定基準の範囲において)。

上記記載の判定基準以外に、IEE を公費で取得することに関して教育省が条件やスケジュールを強制することはありません。

情報の機密

HAR §8-60-84

親または 18 歳以上の児童には、家庭教育権・個人情報保護法（FERPA）とハワイ州規則の教育権および児童と親の個人情報保護に基づく子供の教育履歴に関する権利が与えられています。ファーパ（FERPA）とハワイ州規則では、児童が 18 歳になると教育履歴に関する親の権利は教育履歴公表の同意権を含めて子供に委譲されます。

定義

34 CFR §300.611

情報の機密の見出しにもあるように:

- **破棄** とは、情報から個人識別情報を物理的に破棄する、または取り除くことにより個人が識別できなくなるということです。
- **教育履歴** とは、34CFR パート 99 の（FERPA1974 の 20U.S.C.1232 g の施行規則）「教育履歴」の定義に該当する種類の記録です。
- **参加機関** とは、IDEA パート B に基づいて、個人識別情報を収集、保管、使用しているすべての学区、公共機関あるいは施設のことであり、または情報が得られている機関や施設を意味します。

個人情報

34 CFR §300.32

個人識別情報 とは下記内容を含んでいる情報です:

1. あなたの子供の名前、親であるあなたの名前、あるいは他の家族の名前;
2. 子供の住所;
3. 個人識別情報、例えば、子供の社会保障番号や身分証明ID番号; あるいは
4. 個人の特徴やあなたの子供を相当な確率で識別できるような情報などのリスト。

親への通知

34 CFR §300.612

教育省は個人識別情報の機密性について親が十分な情報を得られるように告知しなければなりません。下記の通知を含んでいます:

1. その州に住んでいるいろいろな人口集団の母語を使って広く告知しているという内容の記述 ;

2. 個人が識別できる情報が保管されている児童の説明、情報検索の仕方、州政府が情報収集をする方法（誰から情報を収集したかという情報源を含む）、および情報の用途;
3. 個人を識別できる情報の保存、第三者への開示、保有、廃棄に関して、参加機関が遵守しなければならない政策と手続き方法の概要; そして
4. ファーパ（FERPA）に基づく権利とCFR34パート99の執行規則を含めて、この情報に関する親と子供のすべての権利の説明。

特殊教育と関連サービスを必要としている児童の身元確認、検索、あるいは評価という主たる活動（「子供探し」としても知られている）の前に、その通知を新聞や他のメディアを幅広く使って活動範囲の州に住んでいる親に限らず繰り返し知らせるため告知、広報しなければならない。

アクセス権

34 CFR §300.613

IDEA パートB 規定で教育省があなたの子供の教育履歴情報を収集、保持、使用していることについて、参加機関はあなたがそれをチェックし再調査することを許可しなければなりません。IEP（個人教育プログラム）のミーティングまたは適正手続きによるヒアリング（解決するためのミーティングや懲罰に関するヒアリングを含む）の前に、参加機関はチェックと再調査に関するあなたの依頼に遅滞なく応じなければなりません。子供と親の教育権および個人情報保護に関するハワイ管理規定（HAR）に特約事項がない限り、依頼してから45 暦日以内に必ず参加機関はあなたの要請に対応しなければなりません。

あなたが教育履歴情報をチェックして再調査できる内容には次のものが含まれています。:

1. 教育履歴の説明と解釈についてあなたの妥当な要請に対する参加機関からの返答;
2. コピーがなくてチェックや再調査がよくできない場合、参加機関に教育履歴情報のコピーが要請できる権利; そして
3. 代理人に教育履歴情報のチェックと再調査をさせることができる権利。

参加機関はあなたが子供の教育履歴情報をチェックしたり再調査したりできる権利を有していると思っております。但し、後見人、別居、離婚など州法の行政上の理由で権利がないと通告を受けている場合はこの限りではありません。

アクセスの記録

34 CFR §300.614

各参加機関は、IDEA パート B 規定に基づき収集、保持、使用されている教育履歴情報にアクセスした当事者の記録を保管しておかなければなりません（親および参加機関の権威ある職員のアクセスは除外する）。これには当事者の名前、アクセスした日付、教育履歴の使用権限がある当事者の目的も含めて保管されます。

児童二人以上の教育履歴情報

34 CFR §300.615

児童二人以上の教育履歴情報を含んでいる場合、親は自分の子供の情報だけチェックと再調査をすることができます。あるいは必要な情報を限定してそれだけ知ることができます。

情報の形式と場所のリスト

34 CFR §300.616

各参加機関は、依頼に応じて、参加機関が収集、保管、使用している教育履歴情報の形式と場所のリストを提供しなければなりません。

費用

34 CFR §300.617

各参加機関は、教育履歴情報のチェックと再調査をする権利を阻害しない範囲で、IDEA パート B 規定であなのために作成された教育履歴情報のコピー代金を請求することができます。子供と親の教育権および個人情報保護に関するハワイ管理規定（HAR）の下で、コピー代金は実費を超すことはありません。代金の支払いが困難な場合は、参加機関は代金徴収をしないこともあります。

IDEA パート B 規定の下で、参加機関は情報の調査や検索についての費用請求はしません。

親権者の依頼による記録の修正

34 CFR §300.618

IDEA パート B 規定に基づき収集、保管、使用されているあなたの子供の教育履歴情報は、不正確で、誤解を招き、あるいは子供のプライバシーやその他の権利を侵害していると判断された場合は参加機関に情報の修正を求めることができます。

参加機関は、あなたの依頼を受けたら然るべき期間内に情報の変更をするかどうかを決定しなければなりません。

参加機関があなたの変更依頼に基づいた修正を拒否した場合、参加機関は拒否を通知しなければならず、掲題の **ヒアリングの機会** に基づきあなたにはヒアリングの権利があることを伝える必要があります。

ヒアリングの機会

34 CFR §300.619

参加機関は依頼に応じ、子供の教育履歴情報が不正確で、誤解を招き、子供のプライバシーや権利を侵害しないことを確実にするために、異議申し立てができるヒアリングの機会を提供しなければなりません。

ヒアリングの手続き

34 CFR §300.621

教育履歴情報に異議申し立てのヒアリングは、子供と親の教育権および個人情報保護に関する FERPA と HAR の手続きに沿って行われなければなりません。

ヒアリングの結果

34 CFR §300.620

ヒアリングの結果、参加機関がその情報は不正確で、誤解を招き、あるいはあなたの子供のプライバシーや権利を侵害していると判断された場合は、その情報を変更して書面であなたに通知しなければなりません。

ヒアリングの結果、参加機関がその情報は不正確で、誤解を招き、あるいはあなたの子供のプライバシーや権利を侵害しているものではないと判断された場合は、その情報にコメントあるいはあなたが参加機関の決定には同意しないという理由を参加機関に記載させて保管させることができます。このことを参加機関はあなたに通知しなければなりません。

あなたの子供の記録に記載された説明書きは次のようなものです

1. あなたの子供の記録には一部に異議がある、あるいは異議申し立て中である、として参加機関に保管されます。 ; また
2. 参加機関があなたの子供の教育履歴情報または異議申し立て情報を開示する場合は、その説明も同時に開示しなければなりません。

個人情報開示の同意

34 CFR §300.622

教育履歴情報に問題となる情報は含まれておらず、また FERPA 条項で親権者の同意がなくても開示できるような場合は、参加機関の職員以外の者に開示する時は事前にあなたの同意を得なければなりません。参加機関の職員が IDEA パート B 規定の必要事項に合わせるために個人情報を閲覧する場合にはあなたの同意は必要ありません。

参加機関の職員がサービスを移譲したり移譲を受けたりする時には個人情報を閲覧する前にあなたの同意あるいは州法で成人に達している児童の同意を得なければなりません。

保障措置

34 CFR §300.623

各参加機関は、収集、保管、開示、および破棄する段階で個人情報を保護しなければなりません。

各参加機関の職員一人ひとりが個人情報の機密責任をしっかりとらなければなりません。

個人情報を収集あるいは使用する者はすべて IDEA および FERPA の機密性に関する州の方針と手続きに従って訓練または講習を受けなければなりません。

各参加機関は、一般閲覧のために、個人情報にアクセスできる所属職員の名前と職位のリストを保持しておかなければなりません。

情報の破棄

34 CFR §300.624

教育省は、IDEA パート B 規定で収集、保管、使用されている個人情報があなたの子供の教育サービス施設に提供する必要がなくなった場合あなたに通知しなければなりません。

要請すれば情報は破棄されなければなりません。しかし、子供の名前、住所、電話番号、学年、通学記録、所属クラス、終了学年、終了年度、の永久記録は無期限に保管されます。

教育省は、要請すれば、教育履歴情報を破棄する前に閲覧できる機会をあなたに提供します。

州の苦情申立の手続き

適正手続きによる苦情申立・ヒアリングと州の苦情申立の手続きの違い

34 CFR §§300.151 ~ 300.153 and 300.507 ~ 300.518

HAR §§8-60-52 ~ 8-60-54 and 8-60-61 ~ 8-60-72

IDEA パート B 規定は、州の苦情申立に対する手続きと適正手続きによる苦情申立・ヒアリングに対する手続きを説明しています。下記説明の通り、すべての個人あるいは組織は、教育省が要請しているパート B の違反を主張する州に苦情申立が提訴できます。障害児童の身分証明、評価、教育的プレースメント、あるいは児童に対する FAPE（公教育無償化規定）の手続き開始または変更を提議したり拒絶したりすることについては、あなたあるいは教育省だけが適正手続きによる苦情申立を提起することができます。一方、教育省のスタッフは一般的に 60 暦日以内に州の苦情申立を解決しなければなりません。但し、スケジュールが適切に延長されない場合は公正なヒアリング担当官が適正手続きによる苦情の聴聞を行います（解決するためのミーティングあるいは調停で解決できなかった場合）。そして、**解決プロセス** の見出しに記載してあるように、解決期日の末日から 45 暦日以内に決定事項を書面で発行しなければなりません。但し、あなたまたは教育省の依頼したスケジュールの特別延長をヒアリング担当官が承諾しない場合とします。期間延長が承諾された場合は、ヒアリング担当官は児童教育に及ぼす悪影響に配慮しなければなりません。親または教育省からの依頼および延長の必要を避けたこと、延長依頼を否定した悪影響、適正手続きによる苦情申立には手際よく配慮すべき IDEA と HAR8-60 の意図、そして延長すれば当事者双方にとって IDEA と HAR8-60 の意図を便宜上覆すことになるのかどうか、などについて担当官は考慮します。州の苦情申立と適正手続きによる苦情申立、解決とヒアリングの手続きはさらに詳しく後述します。適正手続きによる苦情申立支援と州の苦情申立支援のひな形書式は **モデルフォーム** の見出しに記述してあります。

州の苦情申立の採択

34 CFR §300.151

HAR §8-60-52

概要

教育省は文書により次の手続きを行います：

1. 他の州の組織ないし個人から提起された苦情申立を含むすべての苦情申立解決；
2. 教育省の苦情申立提起；および

3. 州の苦情申立の手続きを親権者や関心のある人々へ広く普及すること。親権者トレーニング情報センター、保護・弁護機関、自治の生活センター、および他の相応しい団体なども含みます。

相応しいサービスができない場合の救済策

教育省が相応しいサービスを怠った場合、州の苦情申立の解決として、教育省は次のように対処しなければなりません:

1. 児童の要望に適切に対処する修正措置行動（サービスの償いや金銭の償還など）を含む相応しいサービス提供の対策; および
2. 全障害児童に対する適切な将来的サービスの対策。

州の苦情申立の最小限度

34 CFR §300.152

HAR §8-60-53

タイムリミット; 最小限度の手続き

教育省は苦情申立が提起されてから60暦日を限度として州の苦情申立の手続きを行わなければなりません。:

1. 調査が必要であると教育省が判断した場合、独自に現場調査を行うこと。;
2. 苦情申立を提起した人が申立ての内容を口頭あるいは書面で提出できるような機会を設けること;
3. 苦情申立に答える機会を教育省に与える。最小限度として次のことを含む: (a) 教育省のオプションで、苦情申立解決の提案をすること; および (b) 苦情申立を提起した親権者と教育省が自発的に合意して調停に応じる機会を設けること;
4. 関連するすべての情報を再調査して、教育省がIDEAパートB規定に違反しているかどうか独自の判断をすること; そして
5. 苦情申立の個々の申立てに対処する判断事項を書面で提起人に提供すること。次の内容を含みます。: (a) 事実の発見と結論; および (b) 教育省の最終判断の理由

期間延長; 最終判断; 実施

教育省の上記手続きは次のことも行います:

1. 60暦日の期間延長は次の場合だけ許可します: (a) 特定の州の苦情申立に関して例外的な状況が存在する場合; または (b) あなたと教育省が期間を延長して調停または紛争解決の代替手段に自発的に合意した場合
2. 教育省の最終判断を有効に実施する手続きを含みます。必要があれば、次のことを含みます : (a) 技術的な支援活動; (b) 交渉努力; および (c) 整合性を保つための修正的活動。

州の苦情申立と適正手続きによるヒアリング

州の苦情申立が、適正手続きによる苦情申立の提起の見出しに記述されている適正手続きによるヒアリングの主題と同じでもあり、それが受理された場合、あるいは州の苦情申立のヒアリングに複数の項目が含まれている場合、ヒアリングが終わるまで州政府は適正手続きによるヒアリングで対処されている州の苦情申立を除外しておかなければなりません。適正手続きによるヒアリングに含まれていない州の苦情申立項目はすべて上記のタイムリミットと手続きを使って解決されなければなりません。

州の苦情申立に挙げられた項目が同じ当事者（例えば、あなたと教育省）を含んでいる適正手続きによるヒアリングですでに決定されている場合は、適正手続きによるヒアリングの決定がその項目を拘束しているので、教育省はその旨を提起人に通告しなければなりません。

学校が適正手続きによるヒアリングで決定したことの実施を怠っている、と申し立てている苦情申立は教育省が解決しなければなりません。

州の苦情申立の提起

34 CFR §300.153

§8-60-54

組織あるいは個人は、前述の手続きに従って、文書に署名した州の苦情申立を提起します。

書面による苦情申立の宛先:

Complaints Management Program
Monitoring and Compliance Branch
Office of the Deputy Superintendent
P.O. Box 2360
Honolulu, HI 96804

州の苦情申立は次のことを含んでいなければなりません:

1. 教育省は IDEA パート B の必要事項または 34CFR パート 300 あるいは HAR8 – 60 に違反しているというステートメント;
2. ステートメントのベースになっている事実;
3. 苦情申立を提起している当事者の署名と連絡情報; および
4. 特定の児童に関する違反を申し立てている場合は:
 - (a) 児童の名前と居住地の住所;
 - (b) 児童が通っている学校の名前;
 - (c) ホームレスの児童あるいは若者の場合は、利用できる連絡先と通っている学校の名前;
 - (d) 問題点の真相を把握して、児童の問題点の本質を記述したもの; および
 - (e) 苦情申立を提起した時に当事者が知り得た範囲での問題解決の提案。

苦情申立は、*州の苦情申立の採択* の見出しあるように、苦情申立受理日から一年以内に発生した違反の申し立てでなければなりません。

州の苦情申立を提起している当事者は児童を支援している複合施設の最高責任者に苦情申立のコピーを送らなければなりません。同時に、当事者は教育省に苦情申立を提起します。

<http://www.hawaiipublicschools.org/DOE%20Forms/Special%20Education/WrittenComplaint.pdf>

適正手続きによる苦情申立の手続き**適正手続きによる苦情申立の申請****34 CFR §300.507**

HAR §8-60-61

概要

あなたの子供の身分証明、評価、教育的プレースメント、あるいは子供に対する FAPE（公教育無償化規定）の手続き開始または変更を提議したり拒絶したりすることについては、あなたあるいは教育省が適正手続きによる苦情申立を提起することができます。

適正手続きによる苦情申立は、あなたまたは教育省が苦情の元となった行動について知っていた、あるいは知っているべきだった日までの2年以内に起こった違反についての申立てでなければなりません。

無償の公立学校教育には不満があり、子供を私立の学校あるいは施設に通わせているが、特殊教育や関連サービスを含めて経済的に問題があるという場合、入学から180日以内に学費の償還を求める適正手続きによるヒアリングを要請しなければなりません。入学から180日というスケジュールは子供が通学を始めた最初の日付を起点にしています。このことは **私立学校へ一方的に入学した場合の学費償還請求限度額の規定** の副題に述べられています。

下に示す理由から、適正手続きによる苦情申立をスケジュールの期限内に提起できなかった場合、上記スケジュールは適用されません。

1. 教育省が明らかに苦情申立問題は解決されたと間違えて伝えた; または
2. 教育省がIDEAパートB規定に沿って知らせるべき情報をあなたに知らせなかった。

親権者への情報

あなたが希望する場合、または、あなたあるいは教育省が適正手続きによる苦情申立を提起する場合、教育省はその地域で利用できる無償ないし低額のサービスを通知しなければなりません。

適正手続きによる苦情申立

34 CFR §300.508

HAR §8-60-62

概要

ヒアリングを要請するためには、あなたあるいは教育省（あるいはあなたの弁護士または教育省の弁護士）が適正手続きによる苦情申立を相手方に提起しなければなりません。苦情申立の内容は下記列記項目をすべて含み、秘密に保持されなければなりません。

教育省はヒアリングの処置と費用の責任があります。

ヒアリングの要請は児童が入学している複合施設の最高責任者に申し出ることができます。

苦情申立の内容

適正手続きによる苦情申立には次のことが含まれます：

1. 児童の名前；
2. 児童が居住している住所；
3. 児童が通っている学校の名前；
4. ホームレスの児童あるいは若者の場合は連絡先の情報および通学している学校の名前；
5. 提起または拒否した行為に関連する、児童の問題の事実を含む、本質の説明； および
6. 苦情申立を提起した時に当事者（あなたまたは教育省）が知り得た範囲での問題解決の提案。

適正手続きによる苦情申立のヒアリング事前通知

あなたまたは教育省（あなたの弁護士または教育省の弁護士）が上記の情報を網羅した適正手続きによる苦情申立を提起するまでは、あなたあるいは教育省は適正手続きによるヒアリングを行うことはできません。

苦情申立の十分性

適正手続きによる苦情申立を遂行するためには要件が十分配慮されていなければなりません。適正手続きによる苦情申立を受取った当事者（あなたまたは教育省）が受領後15暦日以内に、苦情申立は要件を満たしていない、とヒアリング担当官と相手方に文書で通告しなければ、適正手続きによる苦情申立は要件が十分であると見做されます（上記要求事項に合っている）。

適正手続きによる苦情申立を受取った当事者（あなたまたは教育省）から苦情申立の要件は十分であると通知を受けてから5日以内にヒアリング担当官は適正手続きによる苦情申立は要件を満たしているかどうかを判断してあなたと教育省に書面で迅速に通知します。

苦情申立の修正

次の場合だけ、あなたまたは教育省は苦情申立を変更できます。:

1. **問題解決のプロセス** の見出しにあるように、相手方が書面による変更を承諾し、解決のためのミーティングを持つ機会を与えられた場合; あるいは
2. 適正手続きによるヒアリングが始まる5日以前にヒアリング担当官が変更を許可した場合。

苦情申立提起の当事者（あなたまたは教育省）が適正手続きによる苦情申立の修正をする場合、解決のためのミーティングのスケジュールと解決に要する期間（苦情申立を受けてから15暦日以内）は修正が申請された日に再開されます。

適正手続きによる苦情申立に対する教育省の返答

文書による事前通知 の見出しにあるように、あなたの適正手続きによる苦情申立の主題に関して、教育省があなたにPWN（文書による事前通知）を送っていない場合、教育省は適正手続きによる苦情申立を受取ってから10暦日以内に以下の内容の返事をあなたに送らなければなりません。:

1. 教育省が適正手続きによる苦情申立に対応または拒絶した理由の説明;
2. あなたの子供の個人教育プログラム（IEP）チームが考慮した他のオプションに関する説明書およびそのオプションが拒絶された理由書;
3. 評価手続き、教育評価、教育履歴の説明書、あるいは教育省が対応または拒絶した根拠の報告書; また
4. 教育省の対応や拒絶に関するその他の要素を記した説明書。

上記1 - 4項は、あなたの適正手続きによる苦情申立は要件が不十分であるという教育省の主張を妨げるものではないということを条件にしています。

適正手続きによる苦情申立に対する相手方の返答

上記副題の **適正手続きによる苦情申立に対する教育省の返答** 以外に、適正手続きによる苦情申立を受取った当事者は、受領から 10 暦日以内に、苦情申立問題にはっきりと対処するという返事を相手方に出さなければなりません。

モデル書式

34 CFR §300.509

HAR §8-60-63

あなたが適正手続きによる苦情申立を提起して、あなたと他の当事者が州の苦情申立を提起できるように、教育省はモデル書式を考案しなければなりません。しかし教育省はそのモデル書式を使うように要請はしていません。実際、適正手続きによる苦情申立や州の苦情申立を提起するのに必要な情報を備えていれば、モデル書式または他の適当な書式を使用することができます。

<http://www.hawaiipublicschools.org/DOE%20Forms/Special%20Education/RequestforDueProcessHearing.pdf>

調停

34 CFR §300.506

HAR §8-60-60

概要

適正手続きによる苦情申立の申請に先立って発生した問題点も含めて、あなたと教育省が IDEA パート B 規定に関する相違点を解決するために、教育省は調停の場を設けなければなりません。こうして、**適正手続きによる苦情申立の提起** の見出しにあるように、適正手続きによるヒアリングを要請するために適正手続きによる苦情申立を申請したかどうかという IDEA パート B の紛争解決に調停を活用することができます。

必要事項

手続き上調停には次のことが必要です:

1. あなたあるいは教育省の自発的行為であること;
2. 適正手続きによるヒアリングに対するあなたの権利を否定したり遅延したりするものではないこと、または IDEA パート B の他の権利を否定するものではないこと; **および**

3. 調停の技術訓練をよく受けている資格を持った公平な調停人によって執り行われること。

教育省は特殊教育と関連サービスの法律と規則に熟知した有資格調停人のリストを教育省は保有しておかなければなりません。教育省は無作為に、交代して、またその他の公平な基準で、調停人を選ばなければなりません。

教育省はミーティングを含め調停にかかる費用を負担します。

調停でのミーティングはそれぞれ適時に予定され、あなたと教育省にとって都合のいい場所で行われなければなりません。

あなたと教育省が調停の過程で紛争を解決したら、双方とも法的に拘束力がある解決表明に同意しなければなりません。そして:

1. 調停で起きたすべての論点は秘密にされ、以後のヒアリングや民事訴訟に使われることはないという声明を出します; また
2. あなたと教育省の権限ある責任者代表が署名します。

署名した調停同意書は合衆国全州の管轄裁判所（このようなケースを聴聞する州法に基づいた権威を有する裁判所）または地方裁判所で強制力があります

調停で行われた討議は秘密にされなければなりません。連邦裁判所や州裁判所で今後行われるIDEAパートB 2004に関する適正手続きによるヒアリングや民事訴訟において、その討議内容を前例として使うことは決してできません。（調停が始まる前に当事者が機密性に関して署名を求められることは決してありません。）

調停の公平性

調停人は:

1. あなたの子供の教育あるいはケアをしている教育省の職員であってははいけません; また
2. 調停人の客観性と矛盾する個人的あるいは職業的関心を持ってはいけません。

調停人の資格を有する人は教育省の職員であってははいけません。理由は、調停することによって教育省から給与が払われることになるからです。

解決プロセス

34 CFR §300.510

HAR §8-60-64

解決するためのミーティング

あなたの適正手続きによる苦情申立を受理してから 15 暦日以内に、また適正手続きによるヒアリングが始まる前に、教育省は、あなたとあなたの適正手続きによる苦情申立内容を詳しく知っている IEP（個人教育プログラム）チームの関係者とミーティングを開催しなければなりません。ミーティングは:

1. 教育省の決定権を持っている代表者が参加しなければなりません。; そして
2. あなたが弁護士と一緒になければ教育省側にも弁護士は付きません。

あなたと教育省がミーティングに参加する IEP チームの関係者を決定します。

ミーティングはあなたがあなたの適正手続きによる苦情申立とその根拠となる事実を説明することが目的です。そうすることによって、教育省は紛争解決の糸口を得ることになります。

次の場合、解決のためのミーティングは必要ありません:

1. ミーティングの放棄についてあなたと教育省が書面で合意した場合 ; あるいは
2. **調停** の見出しに記載してあるように、あなたと教育省が合意して調停を受け入れる場合。

解決の期間

教育省が適正手続きによる苦情申立を受理して30暦日以内に、あなたが満足できる解決がなされていない場合は（解決の期間内）、適正手続きによるヒアリングを行うことになります。

ヒアリングの決定 の見出しに記載してあるように、30暦日解決期間が満期になる時点で適正手続きによるヒアリングの最終決定となる45暦日スケジュールが始まります。但し、下記記載のように、30暦日解決期間には例外的な調整幅があります。

あなたと教育省双方が同意して解決のためのプロセスを破棄する場合、または調停を使うということにした場合を除いて、あなたが解決のためのミーティングに出席しなければ、解決のプロセスと適正手続きによるヒアリングはミーティングが行われるまで期間が延長されることになります。

相応の努力をしてそれを文書化した後、解決のためのミーティングにあなたが出席しなかった場合、教育省は30暦日解決期間の最終日にヒアリング担当官にあなたの適正手続きによる苦情申立を却下するよう要請します。教育省が時間と場所をアレンジして出席して貰うよう努力した内容が文書に記録されます。例えば、:

1. 電話連絡をした、あるいは連絡を試みたという詳しい記録とその結果;

2. あなたに送った通信と受取った返事のコピー ;そして
3. あなたの自宅または職場へ訪問した詳しい記録とその結果。

教育省があなたの適正手続きによる苦情申立を受理してから15暦日以内に解決のためのミーティングを開催しなかった場合、または 解決のためのミーティングに出席しなかった場合、あなたはヒアリング担当官に45暦日の適正手続きによるヒアリングのスケジュールを開始するよう要請することができます。

30 暦日解決期間の調整

あなたと教育省が解決のためのミーティングを破棄することに書面で合意すれば、その翌日から適正手続きによるヒアリングの45暦日スケジュールが始まります。

調停あるいは解決のためのミーティングの後、そして30暦日解決期間終了の前に、あなたと教育省が期間調整の取決めはできないという文書を交わせば、その翌日から適正手続きによるヒアリングの45暦日スケジュールがスタートします。

30暦日解決期間の最終日に、あなたと教育省が調停を使うことに同意はするがまだ取決めはしていないという場合、双方が文書で継続に合意すれば、取決めができるまで調停手続きが継続されます。しかし、どちらかが継続期間中に調停手続きを取り下げれば、その翌日から適正手続きによるヒアリングの45暦日スケジュールがスタートします。

書面による解決合意書

解決のためのミーティングで紛争が解決されれば、あなたと教育省は法的拘束力がある次のような取決めをすることになります。:

1. あなたと教育省に拘束力がある教育省の代表者によって署名がされます。; および
2. 合衆国全州の管轄裁判所（このようなケースを聴聞する州法に基づいた権威ある裁判所）または地方裁判所で強制力があります。

合意書の再調査機関

解決のためのミーティングの結果あなたと教育省が合意に達した場合、いずれの当事者（あなたあるいは教育省）も合意書に署名してから3営業日以内に合意書を破棄することがあります。

適正手続きによる苦情申立のヒアリング

公平で適正手続きによるヒアリング

34 CFR §300.511

HAR §8-60-65

概要

紛争当事者であるあなたあるいは教育省は、適正手続きによる苦情申立が提起された場合はいつも、**適正手続きによる苦情申立と解決プロセス**の項に書いてあるように、公平で適正手続きによるヒアリングを開かなければなりません。

公平なヒアリング担当官

ヒアリング担当官は次のことを最小限守らなければなりません:

1. 児童の教育またはケアを行っている教育省あるいは州の機関の職員であってはなりません。しかし、ヒアリング担当官がその機関から給与を受けているだけではその機関の職員とは見なされません。;
2. ヒアリング担当官の客観性に競合するような個人的あるいは職業的関心を持ってはいけません。;
3. IDEA規定およびIDEAに関する連邦と州の規則、裁判所によるIDEAの法解釈、について精通していなければなりません。; および
4. 適切な一般的法律実務に沿って、ヒアリングを行い、判断を下せる知識と能力を持っていなければなりません。

教育省は、各担当官の資格の表記を含む、ヒアリング担当官として働く人びとのリストを持っていなければなりません。

適正手続きによるヒアリングの主題

適正手続きによるヒアリングを要請する当事者（あなたまたは教育省）は、相手方が同意していない場合、適正手続きによる苦情申立で扱っていない問題をヒアリングで取り上げてはいけません。

ヒアリングを要請するスケジュール

苦情申立の問題点を知った日あるいは知っているべきだった日から2年以内に、あなたまたは教育省は適正手続きによる苦情申立に関する公平なヒアリングを要請しなければなりません。

私立学校へ一方的に入学した場合の学費償還請求限度額の規定

ハワイ改定規則§302A-443 行政上のヒアリング手続きおよび障害児童教育の召喚権限に従って、特殊教育と関連サービスを含む私立学校へ一方的に入学した場合の学費償還請求を 180 日と制限する法令が。即ち、無償の公立学校教育には不満があり、子供を私立の学校あるいは施設に通わせ、特殊教育や関連サービスを含めて経済的に問題がある場合、入学から 180 日以内に学費の償還を求める適正手続きによるヒアリングを要請しなければなりません。入学から 180 日というスケジュールは子供が通学を始めた最初の日付を起点にしています。

スケジュールの例外

次の理由で適正手続きによる苦情申立を提起できなかった場合、上記スケジュールは適用されません:

1. 教育省があなたの苦情申立問題は解決したと明らかに間違えて伝えた場合; あるいは
2. あなたに通知すべき IDEA パート B 情報を教育省が留保した場合。

ヒアリングの権利

34 CFR §300.512
HAR §8-60-66

概要

あなたは適正手続きによるヒアリングに出席する権利があります。同時に、適正手続きによるヒアリング（懲戒手続きのヒアリングを含む）の当事者にはすべて次の権利があります。:

1. 障害児童問題に詳しい弁護士や人物と一緒に同席すること;
2. 証拠の提出と比較検証、反対尋問、および証人喚問;
3. ヒアリングの5営業日前までに開示されなかった証拠をヒアリングで相手方に提示することは禁止されています。;
4. ヒアリングの筆記、あるいは任意で、電子機器の使用、一言一句の記録、を行うことができます。; そして
5. 筆記、あるいは任意で、事実認定と決定事項を電子機器による方法で入手することができます。

当事者には、適正手続きによる苦情申立を開始した立証責任または苦情申立提起の証拠を提出する責任があります。

情報開示の追加

適正手続きによるヒアリングの開催に少なくとも5営業日先立って、あなたと教育省は、その日までに出来上がったすべての評価判定とヒアリングで使う評価に基づいた予定の提案を相互に開示しなければなりません。相手方の同意を得ていない評価や提案をヒアリングで提示するような約束事項を守らない当事者はヒアリング担当官が阻止することがあります。

ヒアリングにおける親権

あなたには次の権限が与えられています：

1. 子供をヒアリングに出席させる権利；
2. ヒアリングを公開させる権利；そして
3. ヒアリングの記録、事実認定、およびあなたへの決定事項を無償で入手できる権利。

ヒアリングの決定

34 CFR §300.513

HAR §8-60-67

ヒアリング担当官の判断

あなたの子供がFAPE（公教育無償化規定）を受けるかどうかについて、ヒアリング担当官の判断はFAPEに準拠する証拠と議論に基づいて行われます。

手続き上の違反（例えば「不備なIEPチーム」）申立てで、手続き上の違反が次のような場合特に、ヒアリング担当官はあなたの子供がFAPEを受けなかったと認定することがあります。：

1. FAPEに対する子供の権利が侵害された場合；
2. 子供に対するFAPE規定の意思決定にあなたの参加する機会が著しく侵害された場合；あるいは
3. 子供の教育上の利点が奪われる要因がある場合。

上記条項によって、ヒアリング担当官が教育省に必要事項の順守を指示しないということは決してありません。必要事項というのは IDEA パート B（34CFR §§300.500～300.536）連邦規則の手続き上の保護のところにあるものです。

児童が私立学校に入学して、あるいは入学を継続していることについて、教育省が責任を持って児童に対する FAPE 規定の確保ができない場合、ヒアリング担当官が適切な入学であると判断することはできません。

適正手続きによるヒアリングの個別要請

IDEAパートB（34CFR§§300.500～300.536；HAR§§8-60-55～8-60-81）連邦規則の保証手続きでは、すでに提起された適正手続きによる苦情申立と問題が別であれば個別に適正手続きによる苦情申立を提起できると解釈することができます。

諮問委員会と一般広報に提示される事実認定を裁決

教育省は、個人情報をもろして、次のことを行わなければなりません。:

1. 適正手続きによるヒアリングの事実認定と裁決事項を提供、または州の特別教育諮問委員会に上告すること; および
2. 事実認定と裁決事項を公開すること。

アピール

最終決定; アピール; 公平な再調査

34 CFR §300.514

HAR §8-60-68

ヒアリングの最終決定

適正手続きによるヒアリングで行われた決定（懲戒手続きに関するヒアリングも含む）は最終的なものです。但し、上告期限を含む民事訴訟 の見出しに述べられているように、ヒアリングの当事者（あなたまたは教育省）が決定事項について民事訴訟を起こして上告することはできません。

ヒアリングと再調査のスケジュールおよび利便性

34 CFR §300.515

HAR §8-60-69

教育省は、30 暦日解決のためのミーティング終了後 45 日以内に、または 30 暦日解決期間の調整 の副題に述べられているように、調整機関終了後 45 日以内に、次のことを確実にしなければなりません。:

1. ヒアリングで最終決定がなされていること; そして
2. 決定事項のコピーは当事者双方に郵送されていること。

ヒアリング担当官は、何れかの当事者（あなたまたは教育省）の要請により上記 45 暦日を超える期間の延長を明確に承認します。延長期間はそれぞれ 45 日以内でなければなりません。期間延長に当たってヒアリング担当官は次のことを配慮しなければなりません。:

1. 期間延長によって児童の教育に遅滞を及ぼす悪影響;
2. 期間延長の要請はできれば避けたいという当事者の能力;
3. 期間延長の要請が申立人からであれば、ヒアリングを提起する前に申立人は準備する機会が十分あったかどうか;
4. 期間延長の要請を却下した場合の悪影響;
5. 非公式な行政手続きを促進する IDEA2004 と HAR8-60 の意図 ;そして
6. 期間延長の要請を承諾すれば、法の真意が当事者利益を覆すことにならないかどうか。

ヒアリング担当官はやむを得ない事情または相当な困難が伴うという状況を説明をすることなく、ヒアリングの期間延長を認めてはいけません。

ヒアリング担当官は期間延長の要請にはその都度書面で返事しなければなりません。返事の中にはそれぞれなぜ正当な理由があるのかという事実認定と結論を含んでいなければなりません。返事はすべて記録の一部になります。期間延長が認められれば、ヒアリング担当官はヒアリングの日付を設定して当事者に文書で通知しなければなりません。

ヒアリングはあなたとあなたの子供にとって都合のよい時間と場所で行われることとなります。

HAR8-60 (HAR§§8-60-56～8-60-81) には、既に提起された適正手続きによる苦情申立とは別の問題について新たに適正手続きによる苦情申立の申請を妨げる条項はありません。

民事訴訟とその提訴期間

34 CFR §300.516

HAR §8-60-70

概要

適正手続きによるヒアリング（懲戒手続きに関するヒアリングも含む）で事実認定と決定事項に同意しない当事者（あなたまたは教育省）は、適正手続きによるヒアリングの主題に関して民事訴訟を起こす権利があります。その訴訟は、係争額に拘わらず、州の管轄裁判所（このようなケースを聴聞できる州法廷）あるいは合衆国の地方裁判所に持ち込まれます。

タイムリミット

提訴する当事者（あなたまたは教育省）は、ヒアリング担当官が民事訴訟の提起を決定した日から 30 暦日を有するものとします。

追加手続き

民事訴訟で裁判所は:

1. 行政手続きの記録を受取ります;
2. あなたまたは教育省の要請があれば追加の証拠も聴聞します; そして
3. 証拠の優劣を基準として決定を下して、裁判所が判断する救済策は適切であると認めます。

適切な状況の下で、司法救済には、私立学校の学費償還と教育サービスの補償を含まれる場合があります。

地方裁判所の管轄

合衆国の地方裁判所は、係争額に拘わらず、持ち込まれた訴訟について IDEA パート B のもとで判断を下すことができます。

解釈のルール

IDEAパートB規定は、合衆国憲法、1990年障害を持つアメリカ人法、1973年リハビリテーション法のタイトル V（セクション504）、あるいは、障害児童の権利を保護するその他の連邦法における権利、手続き、賠償を禁止したり制限したりするものではありません。但し、この法律による民事訴訟がIDEAパートBでも救済可能な場合は、上記の適正手続きは当事者がIDEAパートBで提訴した場合と同じ範囲で処理されます。即ち、IDEAと重複する救済措置が他の法律でも可能であるということです。しかし一般的に、この法律で救済を受けるためには裁判所に直接行く前に、先ずIDEAの行政救済措置（即ち、適正手続きによる苦情申立；解決のためのミーティングを含む解決プロセス、および公平で適正手続きによるヒアリング）を使わなければいけません。

適正手続きによる苦情申立とヒアリングがペンディング中の児童のプレースメント

34 CFR §300.518

HAR §8-60-72

下記見出しの**障害児童の懲戒手続き**を除き、解決プロセス期間中に適正手続きによる苦情申立が相手方にいったん発送されて、公平で適正手続きによるヒアリングまたは法定手続きの決定を待っている間、あなたと教育省が特に取決めしていない場合、あなたの子供は現在通っている学校に留まっていなければなりません。

適正手続きによる苦情申立の中で公立学校へ最初の入学申請をしている場合、あなたの同意の下であなたの子供は苦情申立手続きが完了するまで普通の公立学校に通わなければなりません。

適正手続きによる苦情申立の中で、IDEAパートCのサービスを受けていたがIDEAパートBに初めて移行する児童のサービス申請がある場合、そしてその児童は三度変更しているのでパートCのサービスを受ける資格が既にある場合、教育省は児童が受けていたパートCのサービスを提供する必要はありません。児童がIDEAパートBに適格であり、特殊教育と関連サービスを最初に受けることにあなたが同意すれば、手続きの結果は保留のまま、教育省は紛争にはならないその特殊教育と関連サービス（あなたと教育省が同意していること）を提供しなければなりません。

適正手続きによるヒアリングの担当官がプレースメントの変更は適切であるとあなたに同意した場合、そのプレースメントはあなたの子供の現在の教育プレースメントとして扱われなければなりません。公平で適正手続きによるヒアリングまたは法定手続きの結果を待っている間子供はそこに留まります。

弁護士費用

34 CFR §300.517

HAR §8-60-71

概要

あなたが勝訴した場合、IDEA パート B で提訴した訴訟にはすべて、あなたにかかったコストの一部として弁護士費用の払い戻しを裁判所がその裁量で許可します。

その理由は、解決のためのミーティングおよび調停の真意は親と教育省が問題を解決して解決の合意を結ぶ機会を与えることなので、解決のためのミーティングと調停に弁護士が出席することは当事者何れの権利でもないからです。あなたが解決のためのミーティングと調停ミーティングに弁護士を呼び出席させた場合、教育省はあなたに請求された弁護士費用の償還あるいは負担はしません。

IDEA パート B の訴訟や手続きではすべて、裁判所が、その裁量で、勝訴した州の教育機関即ち教育省にあなたの弁護士が負担すべき相応の弁護士費用の払い戻しを許可します。但し、次の場合はあなたの弁護士が負担します: (a) 取るに足りない、合理的でない、根拠がない、と裁判所に判断された苦情申立または裁判を弁護士が提訴した場合、; または

(b) 訴えが明らかに取るに足りない、合理的でない、根拠がない、とわかっていても弁護士が問題をほじくり返す場合、; または

IDEA パート B の訴訟や手続きではすべて、裁判所が、その裁量で、勝訴した州の教育機関即ち教育省にあなたの弁護士が負担すべき相応の弁護士費用を授与します。但し、適正手続きによるヒアリングまたはその後の裁判において、あなたの要請が不適切な目的、例えばハラスメントとか、不必要に遅延を起こすとか、訴訟や手続き費用（ヒアリング）を不必要に増大させる、などの場合は、あなたまたはあなたの弁護士が負担します。

費用の授与

裁判所は相応の弁護士費用を次のように授与します:

1. 費用は、訴訟や手続きに施されたサービスの種類と品質に対して社会通念上認められているレートに基づくものでなければなりません。与えられる費用の計算には賞与や乗数は使用できません。
2. あなたに文書で解決の申し出があった後に行われたIDEAパートBの訴訟や手続きサービスについては、弁護士費用の授与も、関連コストの償還もありません。解決の申し出とは次のようなことです:
 - a. 申し出は民事訴訟連邦規則のルール68規定の期間内に行われた場合、適正手続きによるヒアリングまたは州レベルの再調査では手続きが始まる10暦日以上前に行われた場合;
 - b. 申し出が10暦日以内には受理されなかった場合; そして
 - c. 裁判所または行政のヒアリング担当官は、解決の申し出のほうが最終的に得た救済策よりあなたにとって有利でないと認められた場合。

これらの申し出制限事項に拘わらず、あなたが勝訴すれば弁護士費用と関連コストはあなたに授与されます。そしてあなたが解決の申し出を拒否したことは実質的に正当化されたということになります。

3. ミーティングが行政手続きまたは裁判訴訟の結果として開かれるものでなければ、IEP チームのいかなるミーティングにも費用は授与されません。

調停 の見出しにあるように、調停費用も授与されません。

解決プロセス の見出しに記載通り、解決のためのミーティングは行政ヒアリングの結果としては考慮されていません。また、弁護士費用条項を目的とした行政ヒアリングや裁判訴訟も考慮されていません。

次のことを認定した場合、裁判所はIDEAパートBの弁護士費用額を適切に減額します。:

1. 訴訟や手続きの過程であなたまたはあなたの弁護士が不当に紛争の最終解決を遅延させた場合;
2. 弁護士費用の授与は認められたが、類似の能力・評価・経験を有する一般的な弁護士の活動費用を社会通念上不当に上回っている場合;
3. 要した時間と法的サービスが訴訟や手続きの本質を大きく上回っている場合; あるいは
4. **適正手続きによる苦情申立**の見出しにある通知の依頼に関して、あなたの弁護士が教育省に適切な情報を提供しなかった場合。

しかしながら、教育省が不当に訴訟や手続きの最終解決を遅らせた、またはIDEAパートBの保障措置手続き条項に違反があった、と裁判所が認定した場合、裁判所は費用を減額することはありません。

障害児童に懲罰を与える手続き

教職員の権限

34 CFR §300.530
HAR §8-60-75

ケースバイケースの判断

教職員は、懲罰に関する下記要件事項に沿って、学校の児童規則に違反している障害児童のプレースメント変更が適切かどうかについて判断するときはケースバイケースでユニークな状況に配慮します。

概要

障害児童にプレースメントの変更などの措置を取る場合、教職員は連続10日以上にならない範囲で、校則行為違反の障害児童を現在のプレースメントから暫くの間他の適当な場所へ移すかあるいは停学にします。

障害児童が現在のプレースメントから同学年度合計 10 日間を超える就学日数を退去させられた場合、教育省は、その学校を離れている期間は、**サービス** の副題で指示されているようにその間サービスを提供しなければなりません。同学校で同学年度に累積または連続 10 日以上退去させられた場合はプレースメントの変更になります（**懲罰退去によるプレースメント変更**の文頭を参照）。

権限の追加

校則違反行為が児童の障害の兆候ではない場合、また懲戒による退去が**学年度に連続または累積 10 日**を超える場合、教職員は障害のない児童と同じ期間その障害児童に懲戒手続きを適用します。但し、**サービス** に記載されているサービスは提供しなければなりません。そのサービスを提供する場合は児童の IEP チームが暫くの間代替教育場所を判断します。

教職員は、HARチャプター19（HAR§§8-19-7）に準拠して最高連続10就学日数、現在の教育プレースメントから障害児童の危機的退去を指示します。危機的退去が前の懲戒停学や移転と共に10就学日数を超えると、退去はパターン化して危機的退去はプレースメント変更となります。理由は次の通りです：

1. 児童の行動が退去の繰り返しをもたらした前の事件において実質的に児童の行動と類似している。；
そして
2. 退去毎の期間の長さ、退去期間の総時間数、および退去回数との近接度などの追加要素。

危機的退去は HAR§8-19-7 に準拠しています。排除する必要がなくなれば児童は学校に戻れるという児童の権利を含んでいます。

「危機的退去」とは、児童を学校から緊急に排除することです。児童の行動が自分または他人への肉体的安全を今にも脅かすことが明白であり、あるいは、その児童は極端に秩序を乱すので他の児童の教育権を不当な混乱から護るためです。

サービス

教育省は、現在のプレースメントから学年度 10 就学日数退去させられている障害がある児童にもない児童にもサービスを提供します。児童は代替教育オプション（例えば、宿題、研究課題、授業課題）を受けます。そしてサービスは暫定的代替教育施設で受けます。

現在のプレースメントから **学年度10就学日数を超えて**退去させられており、行動的には障害の兆候がない（**症状発現の判断** の副題を参照）、あるいは特殊な状況下で退去させられた（特殊な状況の副題を参照）、というような障害児童は:

1. 教育サービス（FAPE利用可）を継続して受けなければなりません。そうすることによって、別の場所（暫定的代替教育施設）で一般の教育カリキュラムに参加することができてIPEの目標に向かって児童が進むことができます。; **そして**
2. 行動的違反に対処するためにデザインされている機能的行動評価や行動的介入サービスと改善個所を必要に応じて受けることができるので違反することは二度と起きません。

障害児童が同学年度に現在のプレースメントを**10就学日数**退去させられた後、退去が連続**10就学日数**またはそれ以下の**場合、また** プレースメントの変更ではない退去の場合（下記定義参照）、**その時** 教職員は少なくとも児童の教師一人と相談して児童が一般教育カリキュラムを継続できるように必要なサービスの延長期間を判断します。そこが違う施設であっても、児童がIEPの設定目標を目指して進むことができるように判断します。

退去がプレースメント変更（**懲戒退去によるプレースメント変更**の見出しを参照）になる場合、児童のIEPチームは児童が継続して一般教育カリキュラムに出席できるように適切なサービスを判断して決めます。そこが違う施設であっても、児童がIEPの設定目標を目指して進むことができるように判断して決めます。

退去が同学年度に累積 10 日を超過して、危機的退去になる場合、**その時** 教職員は少なくとも児童の教師一人と相談して児童が一般教育カリキュラムを継続できるように必要なサービスの延長期間を判断します。そこが違う施設であっても、児童が IEP の設定目標を目指して進むことができるように判断して決めます。

症状発現の判断

危機的退去の場合を除き、校則違反行為のため障害児童のプレースメント変更を決定した時から10就学日数以内に、教育省、あなた、およびIEPEチーム（あなたと教育省の判断にもとづく）の他のメンバーは、児童のIEP、教師の観察記録、および判断資料としてあなたが提供する情報を含めて、児童のファイルにあるすべての関係情報を再調査しなければなりません。:

1. 問題の行為は児童の障害によるものか、あるいは障害との関連性が実質的にまた直接にあった場合; または
2. 問題の行為は教育省が児童のIEP実施を怠った結果だった場合。

教育省、あなた、および児童のIEPチームの他のメンバーがこれら何れかの条件が合致したと判断すれば、その行為は児童障害の症状発現であると判断されます。

教育省、あなた、および児童のIEPチームの他のメンバーが問題の行為は教育省がIEPの実施を怠ったことによる直接的な結果であったと判断すれば、教育省はこの不備を是正するための行動を直ちに取らなければなりません。

行動は児童障害の症状発現だったという判断

教育省、あなた、そしてIEPチームの他のメンバーがその行動は児童障害の症状発現だったと判断した場合、IEPチームメンバーは:

1. プレースメント変更の原因になる行動が起こる前に教育省が機能的行動評価を行っていない場合、機能的行動評価を行わなければなりません。そして児童に行動的介入計画を実施しなければなりません; または
2. 行動的介入計画がすでに展開されていたのであれば、その行動に対処するために行動介入計画を再調査して必要に応じて修正しなければなりません。

特殊な状況 の副題に記載してあることは除外して、行動的介入計画の一部修正としてあなたと教育省がプレースメント変更に同意しない場合、教育省はあなたの子供を元のプレースメントに戻さなければなりません。

特殊な状況

次のような場合、児童の行動は児童の障害症状発現だったかどうかによって、教職員は児童を暫定的代替教育施設（児童の IEP チームが判断）に 45 就学日数を超えない範囲で移します。:

1. 凶器（下記定義参照）を学校に持ち込むまたは学校で所持している場合。学校というのは学校の施設内または教育省管轄の学校が機能している教育省管轄場所です。;
2. 学校施設内または学校が機能している教育省管轄内で、違法なドラッグ（下記定義参照）を故意に所持しているか使用している場合、または規制薬物（下記定義参照）の販売あるいは勧誘をしている場合; または
3. 学校施設内または学校が機能している教育省管轄内で、他人に身体的重傷（下記定義参照）を負わせた場合。

定義

規制薬物 とは、規制薬物法（21U.S.C.812（C））のセクション202（C）にあるドラッグまたはその他の薬物のことです。「規制薬物」には、ハワイ改定規則、均一規制薬物法329章の I ~ V に定義されているドラッグまたは薬物も含まれます。

違法なドラッグ とは、規制薬物のことです。;しかし次の規制薬物は含みません。即ち、ライセンスを持った医療関係者の合法的所有または使用、上記法律または連邦法の条項に基づく機関の合法的所有または使用。HAR8-19は「違法医薬品」を薬物、所持、配布、摂取、製造、使用、販売または発送、と定義しています。これらはハワイ改定規則の329章と712章で禁止されています。

身体的重傷 とは、合衆国規則タイトル18のセクション1365のサブセクション（h）のパラグラフ（3）にある「身体的重傷」のことです。

凶器 とは、合衆国規則タイトル18のセクション930の第一サブセクション（g）のパラグラフ（2）にある「危険な凶器」のことです。HAR8-19は「危険な凶器」をデザインと目的が身体的に傷害または死を負わせる道具と定義しています。限定的ではないが次のようなものです：短刀、短剣、バタフライナイフ、飛び出しナイフ、ブラックジャック、散弾銃、長柄の矛、メタルナックル、身体的傷害あるいは死を負わせるその他の凶器。

告知

児童が校則行為違反のためプレースメント変更の決定を教育省が下す日に、教育省はその決定をあなたに通知して、手続き上の保護の通知を送らなければなりません。

懲戒退去によるプレースメント変更

34 CFR §300.536

HAR §8-60-81

次のような場合、あなたの障害児童が現在の教育的プレースメントから退去することは**プレースメント変更**になります。:

1. 退去期間が連続10就学日数を超える場合; または
2. 同学年度の退去期間が累積10就学日数を超える場合。

施設の判断

34 CFR § 300.531

HAR §8-60-76

IEP チームは、**プレースメント変更** である退去については暫定的代替教育施設を判断して決めます。そして **権限の追加** および **特殊な状況** の副題に記載されているように、退去させます。

アピール

34 CFR § 300.532

HAR §8-60-77

概要

次のことに同意しない場合、あなたは適正手続きによる苦情申立（**適正手続きによる苦情申立を参照**）を提起して適正手続きによるヒアリングを要請することができます。:

1. 規律条項に基づくプレースメントの決定; または
2. **症状発現の判断**の副題に基づく症状発現の判断。

教育省は、あなたの子供を現状のままにしておくあなたの子供または他人に傷害を及ぼす確率が高いと判断した場合、適正手続きによる苦情申立（**適正手続きによる苦情申立の手続きの見出しを参照**）を提起して適正手続きによるヒアリングを要請します。

ヒアリング担当官の権利

公正なヒアリング担当官 の副題にある必要事項に適応しているヒアリング担当官は、適正手続きによるヒアリングを行って決定を下します。:

1. ヒアリング担当官が、退去は**教職員の権限** の見出しに述べられている必要条件に違反している、またはあなたの子供の行為は障害の症状発現であると判断した場合、障害を持っているあなたの子供を元のプレースメントに戻します。; または
2. ヒアリング担当官があなたの子供を現状のままにしておくあなたの子供または他人に傷害を及ぼす確率が高いと判断した場合、障害を持っているあなたの子供のプレースメントを適当な暫定的代替教育施設に45就学日数を超えない範囲で変更します。

あなたの子供を元のプレースメントに戻せばあなたの子供または他人に傷害を及ぼす確率が高いと教育省が判断すれば、このようなヒアリング手続きは繰り返されます。

適正手続きによる苦情申立、適正手続きによる苦情申立のヒアリング の見出しにあるように、あなたあるいは教育省が適正手続きによる苦情申立を提起してヒアリングを要請すれば、必ずヒアリングは開催されます。但し、次の例外は除きます:

1. 教育省は優先的適正手続きによるヒアリングを準備しなければなりません。優先的適正手続きによるヒアリングとは、提起された日から 20 就学日数以内に開かなければならず、ヒアリング開催後 10 就学日数以内に結論を出さなければならないヒアリングです。
2. あなたと教育省がミーティングを待つことに同意しない場合、あるいは調停を使うと同意しない場合、解決のためのミーティングは適正手続きによる苦情申立の通知を受理してから 7 暦日以内に開かなければなりません。適正手続きによる苦情申立を受理して 15 暦日以内に当事者双方が満足のいく問題解決ができない場合、ヒアリングは続行します。
3. 証拠と評価確認を開示するスケジュールは 5 営業日以内であり、ヒアリング予備段階でヒアリング担当官が設定しなければなりません。

あなたまたは教育省は、他の適正手続きによるヒアリングと同様に優先的適正手続きによるヒアリングの決定にもアピールすることができます。(アピールの見出しを参照)。

アピール中のプレースメント

34 CFR §300.533

HAR §8-60-78

上記のように、ヒアリング担当官の決定を保留にして、あなたまたは教育省が懲戒事項に関して適正手続きによる苦情申立を提起するとき、あるいは **教職員の権限** の見出しにあるように退去期間が満期になるまで、何れか先に発生した事態に従ってあなたの子供（あなたと教育省が別途に同意がない場合）は暫定的代替教育施設に留まらなければなりません。

特殊教育と関連サービスにまだ資格がない児童の保護

34 CFR §300.534

HAR §8-60-79

概要

あなたの子供が、特殊教育と関連サービスを受ける資格はまだ認められていない状態で、児童行為規則に違反しているが、懲罰行為を起こす前にあなたの子供は障害児童であると教育省が認知（下記の通り判断した）していた場合、あなたの子供はこの通知に記載してあるすべての保護策を強く主張することができます。

懲罰事項の基礎知識

懲罰行為を起こす前に次のようなことがあった場合、教育省はあなたの子供が障害児童であることを知っていたと見做されます。:

1. あなたの子供は特殊教育と関連サービスを必要としている、とあなたが子供の学校の校長または管理者あるいは担当教師に文書で知らせていた場合;
2. あなたがIDEAパートBの特殊教育と関連サービスの適格性について評価を要請したことがある場合;
または
3. あなたの子供の教師または教育省の他の職員があなたの子供の行動パターンについて特別な関心を学校の校長または管理者あるいは教育省の他の監督職員に直接伝えていた場合。

例外

次の場合、教育省は障害児であること知っていたとは見做されません。:

1. あなたが子供の評価を認めていない場合、あるいは特別教育サービスを拒絶している場合；または
2. IDEAパートBで、あなたの子供は障害児童ではないと評価され判断されている場合

基礎知識がない場合の対応状況

懲罰事項の基礎知識 と **例外** の見出しにあるように、教育省は懲戒処分にする前にはあなたの子供が障害児童であることを知らなかった場合、あなたの子供は懲戒処分に従うことになります。この懲戒処分は同程度の行為をする障害のない児童にも適用されるものです。

しかしながら、あなたの子供が懲戒処分に従っている間に子供の評価判定の要請があれば、優先的にその評価が行わなければなりません。

評価判定が完了するまでは、あなたの子供は学校当局が決めた教育的プレースメントに留まることになります。そこでは 停学または教育サービスがない退学も含まれる場合があります。

教育省が行った評価およびあなたが提供した情報を考慮して、あなたの子供は障害児童であると判定されれば、教育省は上記の懲戒事項を含めてIDEAパートBに準じた特殊教育と関連サービスを提供しなければなりません。

法的処置や司法当局への照会と措置

34 CFR §300.535

HAR §8-60-80

IDEA パートBは:

1. 州政府機関が障害児童の犯した犯罪を関係当局に報告することは禁止していません。; **あるいは**
2. 障害児童が犯した犯罪に対して州政府の法的措置と司法当局が連邦と州の法律を適用して行使することを妨げてはなりません。

記録の伝送

障害児童が犯した犯罪を教育省が報告する場合、教育省は:

1. 児童の特殊教育と懲罰記録のコピーが関係当局に伝送されていることを確認しなければなりません。州政府機関は関係当局に犯罪を報告します。; **そして**
2. 児童の特殊教育と懲罰記録のコピーはFERPAの許可範囲内で伝送します。

児童を私立学校へ公費で入学させたい親の一方的な要請**総則****34 CFR §300.148**

HAR §8-60-27

教育省はあなたの子供に FAPE の便宜を図ったが、あなたは子供を私立学校または施設に通わせた場合、IDEA パート B は、児童の私立学校あるいは施設での特殊教育と関連サービスを含む教育費の支払いを教育省に要請はしていません。しかしながら、教育省は、親が私立学校に通わせている児童に関する 34CFR§§ 300.131～300.144 および HAR§§8-60-21～8-60-27 のパート B 規定に基づき、対処が必要な児童数の中にあなたの子供を含まなければなりません。

私立学校通学児童の償還

あなたの子供が教育省の下で以前特殊教育と関連サービスを受けた場合、そしてあなたが教育省の同意または照会なしで子供を私立幼稚園、小学校、または中学校に入学させた場合、裁判所またはヒアリング担当官が、教育省は入学前の適当な時期にあなたの子供に FAPE の便宜を図らなかった、また、私立への入学は適切である、と認定したら、裁判所またはヒアリング担当官は教育省に私立入学の費用をあなたに償還するよう要請します。たとえあなたのプレースメントが教育省の教育に適用される州政府基準に合致していなくても、ヒアリング担当官または裁判所はあなたのプレースメントは適切であると認定するかもしれません。

児童の FAPE 規定の確認責任を教育省が行うことに対して私立学校が許可していない場合、ヒアリング担当官は児童が私立学校に通い続けることは適切な通学であるとは判断しません。

特殊教育と関連サービスを含めて私立学校の費用を償還するためには、私立学校または施設に入学して 180 日以内に、ヒアリングを要請しなければなりません。（**私立学校へ一方的に入学した場合の学費償還請求制限の規定** の副題を参照）

償還の制限

上記パラグラフに記載の費用償還は次の場合減額または拒否されることがあります。:

1. : (a) 子供を公立学校から退去させる前に出席した IEP ミーティングで、子供に FAPE を提供するために教育省が提案したプレースメントをたびたび拒否したこと、並びに公費で子供を私立学校に入れたという意向を、あなたが IEP チームに伝えなかった場合 ;あるいは (b) 公立学校から子供を退去させる少なくとも 10 営業日（営業日の休日を含む）前に、教育省にその旨を書面で伝えなかった場合;

2. 子供を公立学校から退去させる前に、教育省が子供の評価をしたいという事前通知（適切で妥当な目的の記載も含む）をあなたに出したが、あなたは子供に評価の機会を与えなかった場合; または
3. あなたの行為は不当であると裁判所が認定した場合。

しかしながら償還費用は:

1. 次の場合通告を怠っても減額や否定はされません: (a) 学校があなたの通告を妨害した場合; (b) 上記の通告する責任があることについて知らせを受けていなかった場合; または (c) 上記要件に従えば子供に身体的被害が及びそうな場合; また
2. 裁判所やヒアリング担当官の裁量により、通告の要請を怠っても次の場合は減額あるいは否定されないことがあります: (a) 読み書きができない、あるいは英語で書けない場合; または (b) 上記要件に従えば子供に深刻な情緒被害を与えることになる場合。

権利の移譲

成人時の親権の移譲

34 CFR §300.520

HAR §8-60-74

州法で決断能力を欠いていると判定されなければ、障害児童が 18 歳になると IDEA パート B で親に与えられていた権利はすべて子供に移譲されます。権利が成人の子供に移譲されると教育省は IDEA と HAR8-60 で要求されている通知はすべて子供と親の両方に継続して送ります。

ハワイ改定規則§§302 A -491～302 A 498 では成人の子供に三つ（3）の教育意思決定オプションを送ります:

- 特殊教育について教育の意思決定を代わりにする（限定的）委任状付き州政府機関の予約書;
- 教育の意思決定ができない成人生徒の代わりにする代理人の予約書; または
- 教育の意思決定ができない成人生徒の代わりにする裁判所認定後見人の予約書。

その他のサポートサービス

<p>Community Children's Council Office 地域子供相談事務所 4680 Kalaniana'ole Hwy., TB1A Honolulu, HI 96821 Telephone 電話: (808) 305-0695 Website ウェブサイト: http://www.hawaiipublicschools.org/ParentsAndStudents/SupportForParents/Pages/CCC.aspx</p>	<p>Leadership in Disabilities & Achievement of Hawaii ハワイ障害者学習協会 245 N. Kukui Street, Suite 205 Honolulu, HI 96817 Telephone 電話: (808) 536-9684 Website ウェブサイト: www.lidahawaii.org E-mail メール: info@ldahawaii.org</p>
<p>Hawaii Disability Rights Center ハワイ障害者権利センター 1132 Bishop Street, Suite 2102 Honolulu, HI 96813 Telephone 電話: (808) 949-2922 Toll Free 通話料無料: (800) 882-1057 Website ウェブサイト: www.hawaii Disability Rights Center.org E-mail メール: info@hawaii Disability Rights Center.org</p>	<p>Legal Aid Society of Hawaii 924 Bethel Street Honolulu, HI 96813 Telephone 電話: (808) 536-4302 Toll Free 通話料無料: (800) 499-4302 Website ウェブサイト: www.legalaidhawaii.org</p>
<p>Hawaii Families as Allies ハワイ家族連盟 P.O. Box 1971 Aiea, HI 96701 Telephone 電話: (808) 682-1511 Website ウェブサイト: www.hifamilies.org E-mail メール: hfaa@hfaa.net</p>	<p>Mediation Center of the Pacific 1301 Young Street 2nd floor Honolulu, HI 96814 Telephone 電話: (808) 521-6767 Website ウェブサイト: https://www.mediatehawaii.org E-mail メール: mcp@mediatehawaii.org</p>
<p>Hawaii State Bar Association Alakea Corporate Tower 1100 Alakea Street, Suite 1000 Honolulu, HI 96813 Telephone 電話: (808) 537-1868 E-mail メール: webinfo@hsba.org Website: https://hsba.org</p>	<p>Special Parent Information Network スペシャルペアレント情報ネットワーク 1010 Richards Street, Room 118 Honolulu, HI 96813 Telephone 電話: (808) 586-8126 E-mail メール: spin@doh.hawaii.gov Website ウェブサイト: www.spinhawaii.org</p>

このパンフレットに記載されている規定を理解する助けとして、またはこのパンフレットの請求先として、下記の教育省オフィスにご連絡ください:

<p>OAHU オアフ:</p> <ul style="list-style-type: none"> • Central 中央 (808) 622-6432 • Honolulu ホノルル (808) 733-4977 	<p>HAWAII ハワイ:</p> <ul style="list-style-type: none"> • East 東部 (808) 974-4401 • West 西部 (808) 323-0015
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- Leeward リーワード (808) 675-0384, -0335
- Windward ウィンドワード (808) 784-5940

KAUAI カウアイ: (808) 274-3504

STATE OFFICE 州オフィス: (808) 307-3600

- North 北部 (808) 775-8895
- South 南部 (808) 982-4252

MAUI マウイ: (808) 873-3520

MOLOKAI モロカイ / LANAI ラナイ: (808) 553-1723

ハワイ管理規定、第 8 編、教育省、第 60 章 60 (障害児童公教育無償化規定) および 第 34 章、児童と親権者の教育権および個人情報保護については教育委員会のウェブサイト <http://boe.hawaii.gov> にアクセスしてください。